



日田市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 土木課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和6年2月1日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

梅原 竜也

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【土木課】</p> <p>○法定外公共物の占用料について</p> <p>土木課では、日田市法定外公共物の管理に関する条例に基づき、里道や水路の使用について、占用許可や占用料の徴収事務を行っている。</p> <p>事務の執行状況を確認したところ、里道の占用料は「日田市道路占用料徴収条例」、水路の占用料は「日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例」の額で算定し徴収しているが、日田市法定外公共物の管理に関する条例では、占用料の徴収方法等については「日田市道路占用料徴収条例の定めるところによる」としか定められていない。</p> <p>占用料の算定の状況から、占用物件は里道と水路で状況等が異なることにより、水路は準用河川等の占用料を定める条例を準用し、算定しているものと思われるが、地方公共団体の業務は法令等に準拠すべきものであることから、必要に応じて条例の改正を行い、条例等に則った事務処理を行われたい。</p>	<p>【土木課】</p> <p>日田市法定外公共物の管理に関する条例における占用料の徴収方法等については、「日田市道路占用料徴収条例の規定による額」で徴収すると定めておりますが、法定外公共物のうち、水路の占用料については、河川法の準用を受けない普通河川と同様の取扱いであるとの誤った認識のもと「日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例」に基づく額で算定し、徴収しておりました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、法定外公共物である水路の占用料の徴収方法については、今後速やかに「日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例」によることとする条例改正を行うことで、適切な事務処理を進めてまいります。</p>